

浦安市公害防止条例(昭和47年条例第10号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条―第3条)

第2章 環境の保全に関する施策(第4条―第9条)

第3章 公害の防止

第1節 ばい煙等に関する規制等(第10条―第23条)

第2節 騒音又は振動に関する規制等

第1款 騒音等特定施設及び特定作業(第24条―第35条)

第2款 特定建設作業(第36条―第38条)

第3款 拡声機の使用及び夜間の飲食店営業等(第39条―第43条)

第3節 自動車の排出ガス等に関する規制等(第44条―第46条)

第4節 地盤の沈下等に関する規制(第47条―第57条)

第4章 良好な生活環境の保持等(第58条―第62条)

第5章 地球環境の保全(第63条―第66条)

第6章 雑則(第67条―第70条)

第7章 罰則(第71条―第74条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、浦安市環境基本条例(平成15年条例第31号)の本旨にのっとり、環境の保全に関し市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制その他の措置を講ずることにより、環境の保全を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 浦安市環境基本条例第2条第1号に規定する環境への負荷をいう。

(2) 地球環境の保全 浦安市環境基本条例第2条第2号に規定する地球環境の保全をいう。

(3) 公害 浦安市環境基本条例第2条第3号に規定する公害をいう。

(4) 滞在者等 浦安市環境基本条例第2条第4号に規定する滞在者等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、浦安市環境基本条例の例による。

(責務)

第3条 市、事業者、市民及び滞在者等は、浦安市環境基本条例第3条に定める環境の保全に関する基本理念にのっとり、環境の保全が図られるように、それぞれの立場において、同条例第4条から第7条までに規定する責務を果たさなければならない。

(投光器等の使用に当たっての市民生活への配慮)

第62条 何人も、投光器、サーチライト、スポットライト、レーザーその他これらに類する物を使用するときは、市民の生活環境を損なわないよう努めなければならない。